矯正歯科専門医制度規則

第１章 総則

第１条　本制度は、医療人として高い倫理観と矯正歯科領域における高度な臨床技能と学問的知識の向上を奨励し、他診療領域の歯科医師または医師ら他職種と互いの専門性を尊重し協力し合うことにより良質な医療を提供し、以て国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

第２条　公益社団法人日本矯正歯科学会（以下「学会」という）は、前条の目的を達成するために、学会内に日本矯正歯科学会 専門医委員会（以下「専門医委員会」という）を設置し、一般社団法人日本歯科専門医機構（以下「日本歯科専門医機構」という）認定 矯正歯科専門医（以下「専門医」という）制度の実施に必要な事業を行う。

第２章 専門医

第３条　専門医委員会は、審査の上、本規則第１条その他本規則の定める水準に達している矯正歯科診療能力等を備え、専門医認定申請者として適格であると認めた者を、理事会の承認を経たうえで、日本歯科専門医機構に認定申請する。

第４条　専門医は、矯正歯科領域における診断、治療および術後管理に関して高度な医療技能と経験ならびに専門知識を有し、他診療領域の歯科医師または医師ら他職種との連携を図り、標準的な矯正歯科治療を提供する能力を有する者とする。

第５条　専門医は、さらに以下の資質を有する者とする。

（1）　社会人としての良識、医療人としての高度な倫理観を兼ね備える。

（2）　専門医として絶えず自己研鑽を積む。

（3）　専門医を目指す歯科医師の育成を担う。

（4）　矯正歯科医療について患者および社会に対して適切に情報提供を行う。

（5）　矯正歯科医療の発展のために奉仕する。

第３章 専門医認定審査の申請

第６条　専門医認定審査を申請する者（以下「申請者」という）は、次の各号を満たす者に限られる。

（1）　歯科医師免許を有する者。

（2）　歯科医師免許を取得後、引き続き５年以上、学会の正会員である者。

（3）　別に定める学会の認定研修施設制度規則に基づき、学会研修施設審査委員会が矯正歯科治療に関する十分な専門的知識と技能を有する者を養成する上で適正と判断し、日本歯科専門医機構が認定した研修施設（以下「認定研修施設」という。）

における基本研修修了後、その期間を含め5年以上にわたり合計 150 症例以上の矯正歯科治療における臨床研修を修了した者（学会の認定研修施設制度規則に定める専門研修プログラム統括責任者及び施行細則で定める者の承認を必要とする）。なお、修了時の到達目標については別に定める。

（4） 学会認定医資格を有する者。

（5） 原則的に医育施設もしくは医療施設に常勤している者（週 32 時間以上勤務）。

（6） 学会の認めた学術雑誌に矯正歯科臨床に関する筆頭論文を 1 編以上発表した者。

（7） 別に定める学術活動の単位を取得した者。

（8） 別に定める専門医共通研修と専門領域研修の単位を取得した者。

（9） 学会倫理規程を遵守する者。

（10） 厚生労働省「医療広告ガイドライン」および学会「医療広告ガイドライン」を遵守する者。

第７条　申請者は、別に定める申請料を添えて、所定の期限までに別に定める必要書類を学会に提出し、申請を行う。

第８条　学会は、前条の申請があった場合、専門医委員会において申請資格審査、認定要件審査及びそれらの合否判定を行い、理事会の承認を得て、日本歯科専門医機構へ専門医認定申請者として申請するか否かを決し、その結果を申請者に通知する。

２．学会は、前条の申請者のうち、専門医委員会において専門医認定申請者として合格判定となり、かつ、理事会の承認があった申請者について、専門医認定申請者として、日本歯科専門医機構へ認定申請するものとする。

第９条　専門医委員会は、第７条の申請者に対し、症例審査、筆記試験等による認定要件審査を実施し、臨床的技能と学問的知識の評価を行う。

２．専門医委員会は、第７条に対する審査のため、申請者ならびに申請者の勤務する医育施設もしくは医療施設の実地調査を行うことができる。

第１０条　第８条により日本歯科専門医機構へ専門医認定申請者として認定申請された者は、日本歯科専門医機構の審査において相当と認められた場合、矯正歯科専門医として認定される。学会は、日本歯科専門医機構の審査結果が出た場合、その結果を申請者に通知する。

２．前項により認定された者についての矯正歯科専門医としての登録及び認定証の交付については日本歯科専門医機構が定めるところによる。

第４章 専門医の更新認定審査

第１条　専門医の資格は、5 年毎に更新しなければならない。

第２条　専門医資格の更新を申請する者（以下「更新申請者」という。）は、別に定める更新申請料を添えて、所定の期限までに別に定める必要書類を学会に提出し、専門医資格の更新申請を行う。

第３条　学会は、前条の申請があった場合、専門医委員会において審査及び合否判定を行い、理事会の承認を得て、日本歯科専門医機構へ専門医認定更新申請者として申請するか否かを決し、その結果を更新申請者に通知する。

２．学会は、前条の申請者のうち、専門医委員会において専門医資格の更新について合格判定があり、かつ、理事会の承認があった更新申請者について、日本歯科専門医機構へ専門医認定更新申請者として専門医資格更新申請を行う。

３．専門医資格更新は、専門医資格取得後（過去に同資格を更新している場合は、直近の更新後）5 年以内に学会が定める 2 症例を専門医委員会に提出し、審査に合格しなければならない。

４．専門医資格更新は、専門医資格取得後（過去に同資格を更新している場合は、直近の更新後）5 年以内に別に定める診療実績記録を専門医委員会に提出しなければならない。

５．専門医資格更新は、専門医資格取得後（過去に同資格を更新している場合は、直近の更新後）5 年以内に別に定める専門医共通研修と専門領域研修の単位を取得しなければならない。

６．専門医資格更新は、専門医資格取得後（過去に同資格を更新している場合は、直近の更新後)5 年以内に別に定める学術活動の研修単位を取得しなければならない。

７．専門医委員会は、更新申請者の専門医資格更新審査のため、更新申請者ならびに更新申請者の常勤する医育施設もしくは医療施設の実地調査を行うことができる。

第４条　前条により日本歯科専門医機構へ専門医認定更新申請者として申請された者は、日本歯科専門医機構の審査において相当と認められた場合、矯正歯科専門医として更新認定される。学会は、日本歯科専門医機構の審査結果が出た場合、その結果を更新申請者に通知する。

２．前項により更新認定された者についての矯正歯科専門医としての登録及び認定証の交付については日本歯科専門医機構が定めるところによる。

第５章　専門医の資格・更新の取消し

第５条　学会は、専門医が次の各号の 1 つに該当するとき、専門医委員会並びに学会理事会の決議を経た後、日本歯科専門医機構の承認を得て、その資格を取り消すことができる。

(1)　申請料を支払わなかったとき

(2)　申請時の提出書類等に虚偽があったとき

(3)　専門医資格認定時に専門医資格の申請資格又は認定要件を欠いていたとき

２．前項により専門医の資格が取り消された場合、専門医の資格は、初めから認定されていなかったものとみなす。

３．専門医委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、専門医

はこれに応じなければならない。

第６条　学会は、専門医が次の各号の１つに該当するとき、専門医委員会並びに学会理事会の決議を経た後、日本歯科専門医機構の承認を得て、その更新を取り消すことができる。

(1) 更新申請料を支払わなかったとき

(2) 更新時の提出書類等に虚偽があったとき

(3) 専門医資格更新時に専門医資格の更新要件を欠いていたとき

２．前項により専門医の資格更新が取り消された場合、専門医の資格は、前項の取消事由にかかる更新の初めから更新されていなかったものとみなす。

３．専門医委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、専門医はこれに応じなければならない。

第６章 専門医の登録資格喪失と回復

第７条　学会は、専門医が次の各号の 1 つに該当するとき、専門医委員会並びに学会理事会の決議を経た後、日本歯科専門医機構の承認を得て、その資格を喪失させることができる。

（1） 本人が資格の辞退を申し出たとき

（2） 学会の正会員の資格を失ったとき

（3） 専門医の更新を行わなかったとき

（4） 認定医の資格を失った、又は取り消されたとき

（5） 学会倫理規程に抵触する行為をしたとき

（6） 厚生労働省「医療広告ガイドライン」および学会「医療広告ガイドライン」に抵触する行為をしたとき

（7） 専門医として不適格と認められるとき

2. 専門医委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、専門医はこれに応じなければならない。

第８条　前条により専門医の資格を喪失した者は、その事由が解消したときは、その旨及び資格の回復を書面で専門医委員会に申し出ることができる。

2. 学会は、前項の申し出があった場合、専門医委員会において、資格喪失事由が解消されたと認められ、かつ資格回復が相当である旨の決議があり、学会理事会の承認があり、日本歯科専門医機構の承認があった場合には、専門医の資格を回復することができる。

第７章　研修指導医

第９条　学会は、専門医の育成および我が国の矯正歯科医療における指導的役割を果たす者として研修指導医をおく。

第１０条　研修指導医の資格を得ようとする者は、所定の申請料を添えて、所定の期限までに別に定める必要書類を学会に申請しなければならない。

2. 学会は、前項の申請があった場合、専門医委員会において審査及び合否判定を行い、理事会の承認を得て、研修指導医認定の可否を決し、その結果を前項の申請を行った者に通知する。

3. 学会は、第１項の申請を行った者について、専門医委員会の審査において合格判定があり、かつ、理事会の承認があった場合、研修指導医として認定する。

第１１条　研修指導医は、次の各号を満たす者とする。

(1)　専門医である者。

(2)　12 年以上の学会正会員である者。

(3)　申請の過去５年以内に指導者講習会を受講した者。

(4)　研修指導医にふさわしい研究業績を有する者。

第１２条　研修指導医に認定された者には、研修指導医資格証が交付される。

第８章 研修指導医の資格更新、資格・更新の取消しおよび資格喪失

第１３条　研修指導医は、5 年毎に更新しなければならない

第１４条　研修指導医の資格更新を申請する者は、所定の期限までに別に定める必要書類を学会に提出し、研修指導医の資格更新申請を行う。

第１５条　学会は、前条の申請があった場合、専門医委員会において研修指導医資格更新の審査及び合否判定を行い、理事会の承認を得て、研修指導医資格更新の可否を決し、その結果を前条の申請を行った者に通知する。

2. 学会は、前条の申請があった者のうち、研修指導医資格取得後（過去に同資格を更新している場合は、直近の更新後）５年以内に指導者講習会に出席しており、専門医委員会による研修指導医資格更新認定審査に合格し、かつ、理事会の承認を得た研修指導医について、研修指導医の資格更新を認定する。

第１６条　前条にかかわらず、研修指導医の資格取得後５年以内に専門医の資格の更新時期が到来する場合、研修指導医は、当該専門医資格更新年度に、研修指導医の資格も更新しなければならない。この場合、研修指導医資格更新条件である前条の指導者講習会は、研修指導医の資格更新申請の過去５年以内に出席しなければならない。

第１７条　研修指導医の資格更新が認定された者には、研修指導医資格（更新）証が交付される。

第１８条　学会は、研修指導医が次の各号の 1 つに該当するとき、専門医委員会並びに学会理事会の決議を経て、その資格を取り消すことができる。

(1)　申請料を支払わなかったとき

(2)　申請時の提出書類等に虚偽があったとき

(3)　研修指導医資格認定時に研修指導医資格要件を欠いていたとき

2.　前項により研修指導医の資格が取り消された場合は、研修指導医の資格は、初めから認定されていなかったものとみなす。

３．専門医委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、研修指導医はこれに応じなければならない。

第１９条 学会は、研修指導医が次の各号の１つに該当するとき、専門医委員会並びに学会理事会の決議を経て、その更新を取り消すことができる。

(1)　更新時の提出書類等に虚偽があったとき

(2)　研修指導医資格更新時に研修指導医資格の更新要件を欠いていたとき

2.　前項により研修指導医の資格が取り消された場合は、研修指導医の資格は、前項の取消事由にかかる更新の初めから更新されていなかったものとみなす。

3.　専門医委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、研修指導医はこれに応じなければならない。

第２０条　学会は、研修指導医が次の各号の１つに該当するとき、専門医委員会並びに学会理事会の決議を経て、その資格を喪失させることができる。

(1)　本人が資格の辞退を申し出たとき

(2)　学会の正会員の資格を失ったとき

(3)　専門医または認定医の資格を喪失した、又は取り消されたとき

(4)　専門医または研修指導医の更新を行わなかったとき

(5)　学会倫理規程に抵触する行為をしたとき

(6)　厚生労働省「医療広告ガイドライン」および学会「医療広告ガイドライン」に抵触する行為をしたとき

(7)　研修指導医として不適格と認められるとき

２．専門医委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、研修指導医はこれに応じなければならない。

第２１条　前条により研修指導医の資格を喪失した者は、その事由が解消したときは、その旨及び資格の回復を書面で専門医委員会に申し出ることができる。

2.　学会は、前項の申し出があった場合、専門医委員会において、資格喪失事由が解消されたと認められ、かつ資格回復が相当である旨の決議があり、学会理事会の承認があった場合には、研修指導医の資格を回復することができる。

第９章 専門医委員会

第２２条　学会は、専門医及び研修指導医の資格の適否を審査するために専門医委員会（以下「委員会」という）をおく。

第２３条　委員会は、専門医及び研修指導医の資格審査、専門医試験の実施、その他本制度の運営のために必要な業務を行う。

第２４条　委員会は本規則第 1 条の目的達成に必要な諸事項について審議する。

第２５条　委員会委員（以下「委員」という）は、専門医の資格を有し、委員の半数は本規則第 7 章に定める研修指導医である者を原則とし、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第２６条　委員会に委員長および副委員長各 1 名をおく。

２．委員長、副委員長は委員の互選により選出する。

３．委員長は委員会を招集し、その議長となる。

４．副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときその職務を代行する。

第２７条　委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、3 期を超えて連続して委員となることはできない。

２. 委員に欠員が生じ、任期途中で補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第２８条　委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席を持って成立し、審査又は決議については出席委員の過半数をもって決する。

2.　前項の規定にかかわらず、次に掲げる委員会の審査又は決議は、研修指導医の資格を有する出席委員の 3 分の 2 以上をもって決する。

(1)　専門医資格の申請又は更新に対する合否の判定

(2)　専門医の資格若しくは更新の取消し、専門医資格の喪失又は回復

(3)　研修指導医資格の申請又は更新に対する合否の判定

(4)　研修指導医の資格若しくは更新の取消し、研修指導医資格の喪失又は回復

3.　第１項にかかわらず、本規則の変更・廃止に関する委員会の決議は、出席委員の３分の 2 以上をもって決する。

第 10 章　施行細則

第２９条　認定研修施設制度に関する規則・施行細則については別に定める。

第 11 章　補　則

第３０条　本規則を変更し、又は廃止しようとするときは、専門医委員会、理事会の議を経て日本歯科専門医機構の承認を受けなければならない。

附則

1.　本規則は、令和４年２月 28 日より施行する。

2.　本規則は、令和６年５月 16 日に改正し、同日から施行する。